

◆◇◆ 強制加入団体、免許管理団体の設立 ◆◇◆

坪井栄孝氏が世界医師会(WMA)の会長であられた時(第52代、2000年就任)、強制加入団体の必要性を強く意識されたということを何処かで読んだ覚えがあります。また坪井氏が日本医師会の会長を退任される時に「飽くまで私見」としながらも医師会の強制加入団体化に就いて触れられていたことも印象に残っています。

我が国では、医師に限らず歯科医師や薬剤師などの医療職に、懲罰規定を持つ強制加入の公的身分団体はありません。

専門の医療職にある者達が、その Professional Autonomy を確立しようにも、全ての者が加入を義務づけられる免許管理団体が無ければ、あらゆる点でその実効性に疑問符がつくこととなります。

現存の組織が強制加入団体に移行するのは実現性に乏しいのかも知れません。政府、行政機関と独立した形での免許管理団体の設立は至難の業を極めるのかも分かりません。

しかし医療過誤等の問題を鑑みても、自律的な処分制度があつて然るべきではないかと言われます。また医科における「偏在や不足」、歯科における「過剰」等山積する問題は、全てこの点に収束すると考えることも出来るのか知れません。

February20, 2008 / Zep wrote

【補足】アメリカの歯科医師会(ADA)は日本の歯科医師会とは全く違って、免許だけでなく歯科大学の適否まで判断できます。(SAT)

※※※ 専門職能集団が果たす自律的機能の検討 ※※※

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/pol011j/pdf/pol011j.pdf>

文部科学省の資料です。「ドイツ医師専門職能団体の機能」を中心にボリュームがありますが、御一読なさることをお勧めします。(36)